

様式第20号(第34条関係)

取まち発第1349号
令和6年2月16日

一般廃棄物処理業許可証

かなもり株式会社
代表取締役 岩田 大輔 様

取手市長 中 村



令和6年2月15日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可申請については、下記のとおり許可します。

記

許可番号	第 R5-18 号
取扱廃棄物の種類	ごみ（事業系一般廃棄物）
業の区分	収集・運搬
搬入先又は最終処分場所	常総環境センター（茨城県守谷市野木崎4605番地）
許可の区域	取手市内全域
許可の期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
許可の条件 1 この許可証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。 2 許可期限が切れたとき、または不要となったときは、直ちに返還しなければならない。 3 常総環境センター内においては、係員の指示に従わなければならない。 4 処理、処分施設、車両、器材及び上記の内容に変更があったときは、すみやかに届出なければならない。 5 法令、条例、規則、上記事項及び市長の指示に従わなければならない。もし違反したり、指示に従わないときは、許可の取り消しその他の処分を下すことがあります。	